第二十二条

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他方の締約国において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

第二十三条

1　この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、その効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2の規定に従って終了する時まで引き続き効力を有する。この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国において当該他方の締約国の関係法令に従って取得されたものについても適用する。

2　いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終了の時又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3　この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

4　この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十三年四月三十日にジッダで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
　小寺次郎
サウジアラビア王国のために
　オスマン

外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣　安倍　晋三

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN
JAPAN AND THE KINGDOM OF SAUDI ARABIA
FOR THE PROMOTION AND PROTECTION OF INVESTMENT

Japan and the Kingdom of Saudi Arabia,

Desiring to further promote investment in order to strengthen the economic relationship between the two countries;

Intending to further create favorable conditions for greater investment by investors of one country in the other country;

Recognizing the growing importance of the progressive liberalization of investment for stimulating initiative of investors and for promoting prosperity in both countries; and

Recognizing that these objectives can be achieved without relaxing health, safety and environmental measures of general application;

Have agreed as follows:

Article 1

For the purposes of this Agreement,

(1)　The term "legislation" means:

(a)　in relation to Japan, the laws and regulations of Japan; and

(b)　in relation to the Kingdom of Saudi Arabia, the laws, regulations and royal decrees of the Kingdom of Saudi Arabia.

(2)　The term "investments" means every kind of asset owned or controlled by an investor including:

(a)　an enterprise;

(b)　shares, stocks or other forms of equity participation in an enterprise, including rights derived therefrom;